

「令和 7 年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会運営業務」委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

近年、少子化の進展が続く中で、医療の高度化、専門分化により医療ニーズは高まっており、今後も適切な医療を提供し続けるためには看護職員の確保は重要な課題となっている。

そこで、地域における看護職人材の確保に向け、将来の担い手となる若年層に看護の仕事に触れてもらうことで看護職に対する興味・関心を育むため、小中学生を中心とした看護の仕事体験事業を実施するとともに、県内で働く魅力を知ってもらうことを目的として、看護職への就業希望者を対象とした合同就職説明会を実施することとした。

ついては、本事業について、本事業の目的の理解度、専門的な知識・企画提案能力及び実績等を評価したうえで事業者を選定するために公募型プロポーザル方式により事業者を募集する。

2. 委託業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 業務の名称

「令和 7 年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会運営業務」

(2) 業務の内容

別紙「令和 7 年度看護の仕事体験事業及び合同就職説明会運営業務委託仕様書（案）」
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 予算額（参考金額）

委託料上限額 6,074 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加者の資格要件

参加できる資格要件は、次の要件を全て満たす企業とする。なお、(4)の要件については資格確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- (2) 佐賀県発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県内に本社、支社（支店）または営業所を有し、県内での活動実績があること。
- (8) 事業の企画、運営を一体的に推進した実績を持つ者であること。

4. 担当部局及び問合せ先

佐賀県 健康福祉部 医務課 医療人材政策室 納富
 〒840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新館 3 階
 電話（直通）：0952-25-7569 FAX：0952-25-7267
 E-mail：imu@pref.saga.lg.jp

5. 公募スケジュールと内容

(1) 実施スケジュール（予定）

県ホームページでの公募開始	令和 7 年 9 月 9 日（火）	
質問書の提出期限	令和 7 年 9 月 16 日（火）	17 時 00 分
参加資格確認申請書の提出期限	令和 7 年 9 月 26 日（金）	17 時 00 分
提案書の提出期限	令和 7 年 10 月 3 日（金）	17 時 00 分
プレゼンテーション	令和 7 年 10 月 8 日（水）	予定
最優秀提案者決定	令和 7 年 10 月 10 日（金）	予定
※説明会は実施しない。		

(2) 公募要領の公表

令和 7 年 9 月 9 日（火）に県ホームページで公表。

(3) 質問書の受付及び回答

- ① 受付期間：令和 7 年 9 月 9 日（火）～令和 7 年 9 月 16 日（火）17 時まで
- ② 質問方法：仕様書等に対する質問書（様式 1）により電子メールで提出する。電話による

質問に対しては回答しない。

- ③ 送付先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）
- ④ 回答方法：令和7年9月22日（月）までに質問者に電子メールにより回答するとともに、原則として、県ホームページで応募者全員に質問及び回答内容を周知する。

（4）参加資格確認申請書の提出

- ① 提出期限：令和7年9月26日（金）17時まで
- ② 提出書類：
 - ・参加資格確認申請書（様式2）
 - ・誓約書（様式3）
 - ・実績書（様式4）
 - ・営業概要（様式5）
 - ・会社概要（パンフレット等）
- ③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール
- ④ 提出先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）
- ⑤ 参加資格の確認結果は、令和7年10月1日（水）までに通知する。

（5）提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年10月3日（金）17時まで
 - ② 提出書類：
 - ・提案書（様式任意）以下を記載すること
 - ア 事業方針
 - イ 事業内容
 - ウ 事業スケジュール
 - エ 実施体制及び連絡体制
 - オ 過去に実施した同種の業務実績
 - ・見積書（見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。また、委託上限額を超過しないこと。）
 - ・その他の主な業務実績
- （留意事項）
- ✓ 今回のプロポーザルにおいては、それぞれ異なる事業運営を含んでいるため、内容やスケジュール等については、別添仕様書（案）に基づいて想定可能な範囲で実施計画や見積書を作成すること。
 - ✓ 提出された見積書は参考見積とし、本プロポーザルの最優秀提案事業者と委託内容の仕様を協議した上で、改めて正式な見積書の提出を求める。
 - ✓ 提案書の受領後、担当部局が必要であると判断した場合には、補足資料等を求めることがある。

✓ 本企画提案の応募に係る経費は、全て参加事業者の負担とする。

✓ 提出された提案書等は返却しない。

③ 提出方法：持参、郵送又は電子メール（持参及び郵送の場合は各資料5部）

④ 提出先：「4. 担当部局及び問合せ先」と同じ（E-mail：imu@pref.saga.lg.jp）

（6）プレゼンテーションの開催

① 開催日時：令和7年10月8日（水）予定（時間は後日参加者に連絡する。）

② 開催場所：佐賀県庁新館3館 31号会議室

③ プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。

④ 実施方法

ア 参加者は、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行う。

イ 参加者側の出席者は3人以内とし、1組当たり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

ウ プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、県が準備するので、事前に申し出ること。ただし、パソコン等は持参すること。

※ 提案書の内容について審査員から質疑を行うため、内容について回答できる者が参加すること。

（7）最優秀提案事業者の選定

- ・ 審査員は、提案書の内容及びプレゼンテーション時の質疑への回答内容により別に定める評価基準に従い審査を行い、審査の結果、最優秀提案事業者を選定し、その者を契約交渉の相手方として特定する。
- ・ 最優秀提案事業者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務遂行能力の評価点が高い者を最優秀提案事業者とする。
- ・ 最優秀提案事業者の合計点が、各審査員の持つ得点の合計点の半分に満たない場合は、再度公募を行うこととする。
- ・ 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- ・ 業務委託先の決定については、県ホームページに掲載する。

（8）審査結果発表及び通知

令和7年10月10日（金）を予定。

審査結果は、文書によりすべての参加者に通知する。電話等による問合せには一切応じない。

6. 業務の委託契約

- （1）審査委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求める。

- (2) 提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、委託業務はその内容に限定されないものとする。
- (3) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

7. 契約保証金

- ① 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。
- ② 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき担保を供することができる。
- ③ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

ウ 当該契約を履行しないこととなるおそれがない場合

8. 失格事由

- (1) 提案書が提出期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) 提案書の提出後に本実施要領「3. 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- (4) 他の参加者の協力者となった場合。
- (5) その他、本実施要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合。

9. 個人情報の取扱い

この募集に伴い収集した個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムに基づき、この企画競争に係ることのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。